

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるということにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A研究所に研究職として雇用され、平成〇年〇月からはB所在のCセンター（以下「事業場」という。）において、次長として勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場において企業向け見学会の講演中に体調の異常を感じ、意識障害の症状を生じたため、同日、D病院に緊急搬送され、「左被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したことから、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾患名と発症時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。
- (2) ところで、本件疾病を含む脳血管疾患（負傷に起因するものを除く。）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 異常な出来事について

請求人は、本件疾病発症当日、事前説明もなく狭隘な部屋で講演させられたことが非常に強いストレスとなり、本件疾病を発症した旨主張する。

請求人によれば、同講演は、定員〇名の会議室において、〇名の参加者に対して1回〇分の講演を〇回連続して行ったという。しかしながら、請求人が述べているように、請求人は、本来の業務として外部相手の説明会等を行ってきたものであり、同様の講演業務については経験豊富であったことからすると、多人数を狭い会議室に収容して実施されたとの事情はあるにしても、請求人にとっては講演内容も専門分野で熟知している内容であり、〇分程度の講演を〇回行う業務が極度の緊張等の強度の精神的負荷を引き起こす異常な事態とまではいえず、認定基準上の異常な出来事に遭遇したとの事実は認められないものと判断する。

(4) 短期間の過重業務について

本件疾病発症前1週間の請求人の業務内容について、請求人提出の出張時の行動記録によれば、4日間は日帰り出張しており、平成〇年〇月〇日は、6時40分に自宅を出発し22時には帰宅しているとし、それ以外の日はEへの出張であり、20時30分には帰宅しているとしている。また、同月〇日及び〇日は自宅においてそれぞれ3時間程度講演準備等の業務を行っていたとしている。そうすると、たとえ請求人の主張を踏まえたとしても、過度の長時間労働を行っていたとまでは認められず、また、出張も移動手段は公共交通機関の利用であり、請求人はEへの出張は頻繁に行っていたことからしても、この間に請求人が特に過重な業務に従事していたものとは認められないものと判断する。

(5) 長期間の過重業務について

本件疾病の発症前おおむね6か月間の勤務状況をみると、決定書理由に説示のとおり、発症前1か月ないし6か月間の1か月平均の時間外労働時間は、最長でも発症前1か月間の41時間27分であり、長時間の過重業務は認められない。

また、この間、請求人は高頻度の出張業務に従事しているものの、5時間以上の時差を伴う海外出張は1回のみであり、決定書理由に説示のとおり、それらの出張時の業務内容等からすると、著しい負荷があったとまではいえず、請求人が長期間の過重業務に従事したものとは認められない。

なお、請求人らは、審査官による持ち帰り残業時間の評価について、その成果物の作成実態を正確に把握していないため、評価が低すぎるとして、請求人の時間外労働は最長で発症前1か月が60時間27分と算定すべき旨主張するが、たとえ請求人らが主張する時間外労働時間数を加味したとしても、業務と発症との関連性が強いとされる1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働に該当するものではない。

(6) 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものはいだせなかった。

4 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。